

【その他の子育て関連事業・取組み】

●放課後子ども教室

放課後子ども教室とは、文部科学省及び厚生労働省の連携のもと、平成19年3月に定められた放課後子どもプラン推進事業に位置付けられた事業で、全ての児童を対象に、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、勉強やスポーツ等を通じ、児童の異年齢交流や、健やかに育つ環境づくりを図ることを目的として実施しています。

その事業の性格上、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との連携が適切とされており、山北町でも、放課後子ども教室とやまきた児童クラブの両方に児童を登録させることを勧奨する等、双方の事業が連携をしつつ実施しています。

本事業における過去5か年の実績については次のとおりです。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
川村小登録児童	100人	105人	109人	132人	150人
三保小登録児童	設置なし	21人	17人	16人	10人
合計	100人	126人	126人	148人	160人

【生涯学習課】

●乳幼児健康診査・乳幼児ニコニコ相談

3か月児、お誕生日前（10～11か月児）、1歳6か月児、3歳児を対象に健診を実施しています。お誕生日前健診は医療機関への委託による個別健診で、その他は健康福祉センターにおいて集団で実施しています。健診の周知は、町配付の健康カレンダー（町民カレンダーの巻末）や広報によって行われ、受診率は90%以上で推移しています。未受診の方には訪問等により受診を促しています。

また、計測・栄養・発育相談を毎月1回（第2金曜日）に行う、乳幼児ニコニコ相談もあります。

●ママ・パパクラス（マタニティー教室）

妊婦やその家族を対象に、妊娠中の過ごし方から育児についての知識の普及を目的として、ママ・パパクラスを松田町と合同で実施しています。同時期に出産を迎える妊産婦とその家族の仲間づくりを目的として経産婦も受講し、身近な経験談を聞くこともできます。

●予防接種

健康カレンダーや、赤ちゃん訪問で手渡している冊子「予防接種と子どもの健康」により、予防接種の必要性の周知を行っています。それぞれ、対象年齢で接種した場合、費用は無料（町負担）となります。対象としている予防接種は次のとおりです。

予防接種名…BCG、四種混合、三種混合、ポリオ、二種混合、麻しん・風しん混合、
日本脳炎、子宮頸がん、H i b（ヒブ）、小児用肺炎球菌、水痘

●キッズ・カーニバル

子育ての応援をしている団体が協力して、福祉・教育関係、各地域組織団体との共催により、キッズ・カーニバルを平成12年から実施しています。

キッズ・カーニバルは、様々な遊びのコーナーや調理実習、歯科健診など、子どもだけでなく、家族皆で楽しめる内容を目指しています。

●出産育児一時金

国民健康保険・健康保険の被保険者、または、被保険者の被扶養者である配偶者が子どもを出産した場合に、出産育児一時金として420,000円を支給します。

●出産祝い金

子どもを出産した世帯を対象に、その子が、第2子までは30,000円、第3子は50,000円、第4子以降の場合は100,000円の祝い金を支給します。ただし、出産後も町内に1年以上居住することが条件となります。

●紙おむつ支給事業

1歳半までの子どもを養育している世帯に、紙おむつの購入費を助成する事業で、発行する紙おむつ券により、月額上限2,400円分（消費税抜き）の紙おむつを支給します。

●民生委員児童委員協議会

35名の民生委員児童委員(民生委員は児童委員を兼ねる)と2名の主任児童委員(主に子どもに関することを担当)により協議会が構成され、育児にまつわる様々な相談に応じています。月2回の心配ごと相談の実施や、情報提供による支援をするため、必要に応じて関係機関につながっています。このほか、子育て支援ガイドブック等を作成・配付するとともに、子育て支援への協力に努めています。

●健康普及員協議会

38名の健康普及員により協議会が構成され、住民自らが健康を守り育て、地域に根づいた健康運動を展開するために活動しています。保健衛生に関する知識の普及や健康づくり運動の実施の協力、各種保健指導、健康診査の受診勧奨等を行っています。

●子育て世代包括支援センター「すこやか」

安心して妊娠期を過ごし、出産・子育てができるように、きめ細かく切れ目のない支援をする相談窓口として、平成29年10月より山北町健康福祉センター1階に山北町子育て世代包括支援センター「すこやか」を開設しています。産前産後のからだのこと、こころのこと、育児のことなどの相談に保健師が対応しています。

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 教育・保育提供区域の設定

山北町における教育・保育の提供区域については、山北町全域（行政区）とし、町外児童の受委託については、当該市町村と都度協議することとします。

2 保育の必要性の事由と認定区分

児童の年齢及び保育の必要性に応じて3つに区分して認定します。さらに、2号認定及び3号認定については、長時間（主にフルタイム就労を想定）及び短時間（主にパートタイム就労を想定）の2区分で保育必要量を認定することになります。

旧制度における「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令)	新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則)
<p>以下の①と②の両方を備えることが保育の実施条件</p> <p>①次のいずれかの事由に該当 ・ 昼間労働することが常態 ・ 妊娠、出産 ・ 保護者の疾病、障がい ・ 同居の親族を常時介護 ・ 災害復旧中 ・ その他、上記に類する状態にある</p> <p>かつ</p> <p>②同居の親族その他の者が保育することができない</p>	<p>以下のいずれかに該当することが保育の実施要件</p> <p>○就労（居宅内労働を含む） ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応。（短時間の就労は除く）</p> <p>○妊娠、出産</p> <p>○保護者の疾病、障がい</p> <p>○同居又は長期入院している親族の介護、看護</p> <p>○災害復旧中</p> <p>○求職活動中（起業準備を含む）</p> <p>○就学（職業訓練を含む）</p> <p>○虐待やDVのおそれ</p> <p>○育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要</p> <p>○その他、上記に類する状態にあって市町村長が認める場合</p> <p>※同居の親族その他の者が保育することができる場合、保育の実施の優先度を調整することが可能</p>

<認定区分>

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間(11時間)	/		
		保育短時間(8時間)			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間(11時間)	1号認定	教育標準時間(3～4時間)	
		保育短時間(8時間)			

3 ニーズ量の見込みに対応した確保方策

(実施内容及び実施時期の目標)

子ども・子育て支援法の本格施行にあたり、幼稚園・保育所及び子育て支援事業は、その必要量に応じた適切な供給量とすることが必要です。必要量の見込みを算出するにあたっては、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象に、アンケート調査を実施しています。この調査結果とこれまでの各事業の利用実績を分析し、計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間の幼児期における学校教育・保育のニーズ量の見込みを算出しました。この、ニーズ量の見込みと山北町の現在の状況を照らし合わせ、提供されるべき教育・保育サービスの確保方策(実施内容及び実施時期の目標)を設定しています。

なお、ニーズ量の見込みについては、国により示された手法(全国共通)に則り算出し、これを基に、山北町子ども・子育て会議で審議され、確定した確保方策を講じていくこととなります。

以下の項目からは、各事業のニーズ量の見込みと確保方策を表にしたものを見ていくこととなります。ここで明らかになるのは、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値と同等か下回るようであれば適正な状態であると言えます。逆に、ニーズ量の見込みの値が、確保方策の値を上回るようであれば、サービス供給量が不足していることを示し、解消策を講じるべき状態にあると言えます。

4 教育・保育及び地域型保育事業の確保方策

まず、教育・保育については、ニーズが幼稚園・保育所の定員を下回る状況が続いており、さらには、今後、児童人口は減少していくことが見込まれるため、確保方策は現段階で充足していると言え、さらなる整備は不要であると言えます。

次に、幼稚園・保育所に代わる低年齢児の受け皿となる地域型保育事業については、既存幼稚園・保育所の充足率が低いことや、ニーズそのものがないことにより、当面、確保方策は不要とします。

第1期計画期間では、幼稚園・保育所の定員割れの状況を鑑み、既存施設の有効利用や集団保育・異年齢交流の優位性を検討しつつ、幼稚園と保育所の一体化による幼保連携型認定こども園を設置しました。

教育・保育の質に関しては、障害児保育や産休・育休の保育利用、預かり保育等の現在実施している事業の縮小はせず、維持もしくは拡充を図るよう、努めていきます。

第4章 施策の展開

(単位：人)

年度			令和2年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1~2歳		小計
				幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			46	30	79	23	41	64	219
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	30	30	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
合計		170	30	160	25	75	100	460	
②-①			124	0	81	2	34	36	241

(単位：人)

年度			令和3年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1~2歳		小計
				幼児期の 学校教育 の利用希望 が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			46	29	78	23	41	64	217
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	31	29	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域型保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
合計		171	29	160	25	75	100	460	
②-①			125	0	82	2	34	36	243

(単位：人)

年度			令和4年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1~2歳		小計
				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			44	29	76	22	39	61	210
②確保 方策	教育・ 保育施設	認定こども園	31	29	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域型 保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
合計		171	29	160	25	75	100	460	
②-①			127	0	84	3	36	39	250

(単位：人)

年度			令和5年度					合計	
教育・保育施設 地域型保育事業			1号	2号		3号			
			3~5歳	3~5歳		0歳	1~2歳		小計
				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外				
①ニーズ量の見込み			43	28	74	22	39	61	206
②確保 方策	教育・ 保育施設	認定こども園	32	28	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域型 保育事業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
	認可外保育施設								0
合計		172	28	160	25	75	100	460	
②-①			129	0	86	3	36	39	254

(単位：人)

年度		令和6年度						合計	
		1号	2号		3号				
			3～5歳	3～5歳 幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳	1～2歳		小計
①ニーズ量の見込み		42	27	72	21	36	57	198	
② 確保 方 策	教育・ 保育 施設	認定こども園	33	27	80	15	45	60	200
		幼稚園	140	0					140
		保育所			80	10	30	40	120
	地域 型 保 育 事 業	家庭的保育事業				0	0	0	0
		小規模保育事業				0	0	0	0
		居宅訪問型保育事業				0	0	0	0
		事業所内保育事業				0	0	0	0
認可外保育施設								0	
合計		173	27	160	25	75	100	460	
②-①		131	0	88	4	39	43	262	

【保育利用率の目標値】

保育利用率とは、満3歳未満の子どもの数の全体に対する3号認定子どもの利用定員数の割合を言います。計画期間内の各年度における目標は、次のとおりです。

割合が100%に近づくにつれ、ニーズ量の有無に関わらず定員が確保されている状況にあることを示します。本町の場合は、児童人口が減少傾向にあるものの、働く意向のある女性増えつつあり、利用予定の3歳未満児はやや増加傾向にあります。すべての子どもが保育を希望するものではないことを考慮すると、十分な受け皿が確保できていると言えます。

なお、令和6年度には3歳未満の子どもすべてに対して定員が確保される状況を見込んでいます。

また、近年、全国的に問題となっている保育所入所待機児童については、山北町で発生することは極めて少なく、保育従事者の不足に起因するものであり、施設定員は十分に確保されている状況であるとともに、今後のニーズ量も定員を下回る見込みであるので、過大な目標は設定する必要はなく、児童の人口に応じて、定員数の維持又は縮小に目標を設定するのが妥当です。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号認定定員	100人	100人	100人	100人	100人
3歳未満児人口	107人	107人	101人	101人	95人
割合	107.0%	107.0%	101.0%	101.0%	95.0%

(参考) 教育・保育の充足率と利用率

年 度	第1期計画（実績値）					第2期計画（見込み値） ※1				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 幼保施設定員 ※2 ※3	550	550	460	460	460	460	460	460	460	460
岸幼稚園 (1号) 3～5歳	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105
三保幼稚園 (1号) 3～5歳	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
やまきたこども園 やまっこ園舎 (1号) 3～5歳	140	140	60	60	60	60	60	60	60	60
やまきたこども園 やまっこ園舎 (2号) 3～5歳	*63	*63	80	80	80	80	80	80	80	80
向原保育園 (2号) 3～5歳	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
やまきたこども園 わかば園舎 (3号) 1・2歳	*20	*20	45	45	45	45	45	45	45	45
やまきたこども園 わかば園舎 (3号) 0歳	*7	*7	15	15	15	15	15	15	15	15
向原保育園 (3号) 1・2歳	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
向原保育園 (3号) 0歳	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
清水保育園 (2号) 3～5歳	44	44								
清水保育園 (3号) 1・2歳	16	16								
B 就学前児童数	395	361	349	309	290	271	268	258	254	243
5歳児	73	53	75	58	71	52	49	49	49	48
4歳児	55	77	58	71	63	62	62	60	58	56
3歳児	77	58	70	62	47	50	50	48	46	44
2歳児	58	67	63	45	37	38	38	36	36	34
1歳児	69	63	44	39	35	35	35	33	33	31
0歳児	63	43	39	34	37	34	34	32	32	30
C 入園児童数 ※4	236	222	247	231	225	219	217	210	206	198
1号 教育認定子ども (3～5歳) 【入園児童数の構成比】	87 36.9%	90 40.5%	93 37.7%	73 31.6%	56 24.9%	46 21.0%	46 21.2%	44 21.0%	43 20.9%	42 21.2%
2号 (保育-ズ) 保育認定子ども (3～5歳) (教育-ズ) 【入園児童数の構成比】	96 40.7%	82 36.9%	96 38.9%	111 48.1%	114 50.7%	79 49.8%	78 49.3%	76 50.0%	74 49.5%	72 50.0%
3号 保育認定子ども (1～2歳) 【入園児童数の構成比】	42 17.8%	43 19.4%	53 21.5%	39 16.9%	42 18.7%	41 18.7%	41 18.9%	39 18.6%	39 18.9%	36 18.2%
3号 保育認定子ども (0歳) 【入園児童数の構成比】	11 4.7%	7 3.2%	5 2.0%	8 3.5%	13 5.8%	23 10.5%	23 10.6%	22 10.5%	22 10.7%	21 10.6%
充足率 (=B/A)	71.8%	65.6%	75.9%	67.2%	63.0%	58.9%	58.3%	56.1%	55.2%	52.8%
利用率 (=C/B)	59.7%	61.5%	70.8%	74.8%	77.6%	80.8%	81.0%	81.4%	81.1%	81.5%

※1 第2期計画の値は、平成30年度に実施したアンケート調査結果を、国が示す算出方法に当てはめて算出された値。

※2 幼保施設とは、岸幼稚園、三保幼稚園、やまきたこども園、向原保育園の4園を指す。清水保育園は平成28年度をもって廃園。

なお、やまきたこども園の開設は平成29年度のため、平成27年度・平成28年度は山北幼稚園・わかば保育園の定員をそれぞれ記載。*

※3 1号：3～5歳の教育認定子ども（幼稚園籍） 2号：3～5歳の保育認定子ども（保育園籍） 3号：0～2歳の保育認定子ども（保育園籍）

※4 入園児童数は、他市町村への委託児童を含み、他市町村からの受託児童を除いた値。

5 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、既に子育て支援センターを運営しているところであり、ニーズに据えていると言えます。また、ニーズ量も、児童人口に伴って減少傾向を見込んでおり、過度の整備は不要の状況であるとも言え、現状維持を基本に、状況に応じて要否の検討をしていきます。

なお、本事業は相談支援を主たる業務としているため、定員の概念はありません。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	567	584	571	554	534
①計画値(か所)	1	1	1	1	1
②実績値(人日)	492	400	333	352	277
②実績値(か所)	1	1	1	1	1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	351	351	332	332	312
④確保方策(人日)	507	494	470	467	441
④確保方策(か所)	1	1	1	1	1
④－③(人日)	156	143	138	135	129

(2) 預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

預かり保育（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）については、既に山北町のすべての幼稚園で実施しており、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	620	620	620	600	600
②実績値(人日)	1	2	3	3	1
②－①	619	618	617	597	599

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	8	8	8	7	7
④確保方策(人日)	155	153	149	145	141
④－③	147	145	141	138	134

(3) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象型を除く）等

幼稚園在園児対象型を除く保育所等での一時預かりや、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイは、同様の事業の性格となっているため、ニーズ量に対して3つの事業が受け皿となります。

山北町では、ファミリー・サポート・センターのほか、平成29年度からはやまきたこども園で事業を実施しており、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに、児童人口の減少に伴って減少させる方向で調整します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	720	720	720	700	700
②実績値(人日)	645	592	554	644	554
②－①	75	128	166	56	146

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	614	607	584	575	550
④確保方策(人日)	614	607	584	575	550
④－③	0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

病児保育事業については、平成30年度から開成町で実施しており、広域での利用が可能になっています。今後、利用の増加が見込まれることから、広域での連携を深めていきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値 (人日)	病児保育事業	0	27	27	26	26
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
②実績値 (人日)	病児保育事業	—	—	—	2	6
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
②－①		—	—	—	24	20

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)		10	10	10	10	9
④確保 方策 (人日)	病児保育事業	10	10	10	10	9
	ファミリー・サポート・センター (病児・緊急対応強化型)	0	0	0	0	0
④－③		0	0	0	0	0

(5) 利用者支援事業

利用者支援事業については、平成29年度に設置した子育て世代包括支援センター「すこやか」で対応しています。今後も、子育て世代包括支援センターで実施していきます。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(か所数)		0	0	0	0	0
②実績値(か所数)		—	—	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(か所数)		1	1	1	1	1
④確保方策(か所数)		1	1	1	1	1
④－③		0	0	0	0	0

(6) 妊婦健康診査

妊婦健康診査については、医療機関と連携して既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	100	100	100	100	100
②実績値(人)	71	66	62	37	35
②-①	29	34	38	63	65

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	34	34	32	32	30
④確保方策(人)	40	40	40	40	40
④-③	6	6	8	8	10

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦・赤ちゃん訪問）については、町職員（保健師含む）による直営で既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	70	70	70	70	70
②実績値(人)	43	35	32	32	35
②-①	27	35	38	38	35

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	34	34	32	32	30
④確保方策(人)	40	40	40	40	40
④-③	6	6	8	8	10

(8) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、既に実施している事業であり、ニーズに対応していると言えます。ニーズが顕在化しにくい事業の性格上、確保方策は、これまでの実績をベースに必要なに応じて調整を図っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	0	0	0	0	0
②実績値(人)	0	4	4	2	1
②-①	0	△4	△4	△2	△1

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	3	3	3	3	3
④確保方策(人)	5	5	5	5	5
④-③	2	2	2	2	2

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、既に実施している事業であり、ニーズに
 応えていると言えます。利用は登録制であり、その形態は、毎日利用や週に数回利用というように利用
 者の希望が様々ですので、面積基準に従い、一日あたりの利用者が定員を超えなければ適正な状態にあ
 ります。

山北町においては、対象学年を小学校4年生までとしていたものを小学校6年生までに拡充しており、
 定員数も110人に拡充し、ニーズに対応しています。今後は、開所時間の延長等、必要に応じて調整を
 行っていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①計画値(人)	70	70	70	70	70	
② 実績値	利用人数(人)	62	79	87	93	109
	定員数(人)	70	70	70	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
②(定員数)-①	8	△9	△17	△23	△39	

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
③ ニーズ 量の 見込み (人)	1年生	30	30	30	30	30
	2年生	25	25	25	23	23
	3年生	20	20	20	18	18
	4年生	15	15	15	13	13
	5年生	10	10	10	8	8
	6年生	10	10	10	7	7
	合 計	110	110	110	99	99
④確保 方策	定員数(人)	110	110	110	110	110
	実施場所(か所数)	1	1	1	1	1
④(定員数)-③	0	0	0	11	11	

(10) 延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育については、保育所の開所時間内で保育の実施が完結していることから、ニーズがなく、当面、確保方策は不要とします。今後は保育短時間認定の状況も加味しつつ、必要に応じて実施の検討をしていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人)	0	0	0	0	0
②実績値(人)	—	—	—	—	—
②－①	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人)	0	0	0	0	0
④確保方策(人)	—	—	—	—	—
④－③	0	0	0	0	0

(11) 短期入所生活援助（ショートステイ）

短期入所生活援助（ショートステイ）については、ニーズがないため、当面、確保方策は不要とします。今後は、必要に応じて実施の検討をしていきます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①計画値(人日)	0	0	0	0	0
②実績値(人日)	—	—	—	—	—
②－①	0	0	0	0	0

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
③ニーズ量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
④確保方策(人日)	—	—	—	—	—
④－③	0	0	0	0	0

6 その他の子ども・子育て関連事業の目標

(1) 特別な支援が必要な子どもに対する支援

乳幼児健康診査において把握された心身の発育発達の支援を必要とする子に対し、身体面では、医療機関に委託して実施している精密健康診査、小田原保健福祉事務所の「子ども発達専門相談」等を利用して、事後指導をしています。

精神発達面では、言葉の遅れや環境的な要因による生活習慣上の支援を必要とする子ども等に対し、親子教室で集団遊びを通しての経過観察や、保護者への育児相談を実施しています。

なお、支援を必要とする児童の保育の実施にあたっては、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

また、外国人家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触する様々な場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由さを感じることがあります。山北町では、すべての児童が健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた対応をするため、関係機関との相談・連携体制の構築を図っていきます。

山北町内の相談窓口としては、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター「すこやか」、保険健康課、福祉課、民生委員児童委員などが挙げられます。さらに専門的な相談が必要な場合は、小田原児童相談所や小田原保健福祉事務所などが相談に応じています。

(2) 障がい児に対する支援

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもが社会の一員として地域社会で、それぞれが自立できるような体制・環境づくりが求められています。今後、障がいのある子どもと、ない子どもとのふれあいの機会の提供を継続していくとともに、療育体制の整備、居宅支援事業の推進、特別支援学級による教育的支援等により、家庭や地域、学校など様々な場面で障がいのある子どもと、ない子どもがともに成長していけるような環境づくりを促進し、障がい児とその保護者を支援する体制の強化に努めます。

（３）児童虐待防止対策（要保護児童対策協議会）の充実・強化

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるために、関係機関が連携して設置されている要保護児童対策協議会では、児童虐待への対応について、年齢別（新生児・乳児期・学齢期前・就学後など）、種類別（身体的虐待・精神的虐待・ネグレクトなど）、養育環境別（精神不安定の母親、ひとり親家庭など）、といった様々な事例を用いて検討し、児童虐待の防止に努めています。今後も連携体制を維持しながら情報共有を図り、被害を受けた子どもの早期の発見・対応に努め、研修の受講による協議会構成員の専門性の向上や、相談体制・個別支援の強化を図ります。また、養育支援訪問の必要性や乳児家庭全戸訪問も含んだ各訪問事業とも連携しながら、児童虐待防止対策の充実・強化を進めます。

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

全国的な離婚率の増加を背景に、ひとり親世帯は今後も増加することが見込まれており、子育てをする上で経済的、社会的、精神的と多様な問題や悩みを抱えています。特に、経済的支援を必要とする場合が多いひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、医療費助成、社会福祉協議会と連携した生活福祉資金の貸付など、ひとり親家庭の自立と生活の安定に向けた支援を継続していきます。

（５）仕事と生活の調和と基盤整備

男女雇用機会均等法や育児休業法により女性の働く環境は整備されてきていますが、依然として労働条件の待遇に性別格差が見られる事例があり、仕事と家庭とを両立させる体制の強化が必要となっています。雇用環境の向上のため、町民や事業者に対して普及啓発に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、家事や子育てを役割分担するなど、男女を問わず個人がその個性と能力を發揮できる、男女がともに参画する社会環境づくりを進めます。

また、残業削減や働き方改革などの社会情勢に合わせ、男女がともに働きやすい職場になるよう企業へ働きかけていきます。